

行政視察報告

委員会名	保健福祉委員会
視察日	令和7年5月13日(火)
視察先	熊本県熊本市
視察委員	清水 こういち 委員長 齊藤 大介 副委員長 高木 信明 委員 筒井 たかひさ 委員 山本 ひろみ 委員 かわごえ 誠一 委員 片岡 ちとせ 委員 沼田 たか子 委員 おおにし 順子 委員
調査項目	こどもの権利サポートセンターについて
事業概要	子どもの命を守り、子どもの権利を守るために、学校内外を問わず、子どもの権利に係る相談を受け、事案の早期解決に取り組むために開設された施設。支援策のコーディネートや直接支援により権利救済を図るとともに、進捗確認をしている
視察内容	<p>(1)背景 令和5年1月「総合教育会議」にて、市長より「こどもの権利サポートセンター」開設が表明され、同年4月に準備室及び子どもホットラインを設置。必要な機能等の検討を重ね、令和6年1月4日、開設に至った。</p> <p>(2)組織の役割 子どもの命を守るため、こどもの権利を擁護し、最善の利益を確保することを目的とし、これらに関する相談を受け、解決に向けて取り組む。具体的には、学校の内外を問わず、こどもの人権にかかわる事象・事案が速やかに市長に報告される仕組みを作るとともに、学校や教育委員会への相談ルートとは別に相談ルートを複線化し、気軽に相談できる体制を整備する。また、市長の責任において、学校等で生じた事象・事案の解決に取り組む。</p> <p>(3)現状の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ認知件数が増加傾向（R元年度3,917件R5年度4,061件） ・児童虐待対応件数が増加傾向（R元年度1,114件R5年度1,529件） ・ヤングケアラー、SNSトラブルなどの新たな事案が表出している ・支援策ごとに複数の関係機関が存在（縦割り解消の必要性） ・学校だけでは対応が難しい案件の存在（連携の必要性） <p>→複雑化するこどもの権利侵害に関して、所管に関係なく総合的に相談を受け、ケースに応じた支援策をトータルコーディネートし、関係機関と連携して取り組む専門組織が必要</p> <p>(4)事業実施体制 課相当組織に職員11人体制（相談対応7人）。加えて、外部弁護士や福祉専門家等と連携した体制を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの権利侵害に関するあらゆる相談通報を受ける。 ・支援策のコーディネートや直接支援によって権利救済を図る。 ・適宜進捗確認をすることで権利救済を徹底する。 <p>(5)子どもホットラインによる相談支援 熊本市内に在住または通学するこどもを対象 ○こども・保護者・まわりの人からの相談可匿名での相談可 ○電話相談 土日、祝日、年末年始を除く日の10時～18時 こども相談用フリーダイヤルを設置 ○メール相談 24間受付（夜間・休日等は翌営業日の対応）○面談 ○はがき相談 ○チャット相談 NPO法人と連携し、24時間365日受付対応</p>
主な質疑内容	<p>(問)チャット相談について、相談の声がどのように行政側に繋がり、どのように対応されるのか。またチャットのみで解決できるのか。 (答)チャット相談は基本的には傾聴と共感。具体的な解決を望む場合は、チャット相談を運営するNPO法人から、サポートセンターへ連絡が入り、サポートセンターの職員から、本人に連絡をいれ対応をしていく。</p> <p>(問)こどもの権利についての周知方法は (答)課題として捉えている。教育委員会及び市長部局の人権部署が対応していくが、現在は課題意識をもって取り組んで行くところ。研修会や出前講座などは実施している。</p> <p>(問)外部弁護士について費用は委託なのか (答)こどもサポートセンターで2週間ごとに行う支援方針会議参加いただいている同じ弁護士の方に、報償費で謝礼を支払っている。</p> <p>(問)こどもの権利擁護に関係のない相談もあると思うが、他部署との連携体制はどうなっているのか (答)それは課題としてしているところです。まずはサポートセンターの仕組みや、仕事内容を知ってもらうことから始めている。情報交換の場を設けるように取り組んでいる。</p>

行政視察報告

委員会名	保健福祉委員会																
視察日	令和7年5月14日(水)																
視察先	福岡県久留米市																
視察委員	清水 こういち 委員長 齊藤 大介 副委員長 高木 信明 委員 筒井 たかひさ 委員 山本 ひろみ 委員 かわごえ 誠一 委員 片岡 ちとせ 委員 沼田 たか子 委員 おおにし 順子 委員																
調査項目	ヤングケアラー支援の取組について																
事業概要	令和5年度にヤングケアラー支援のための子どもの生活実態調査を行い、実態把握とその解決に必要な支援策を検討した。現在は、市役所に相談・支援窓口を開設し、相談員(社会福祉士・保育士・教育職)が相談を受けている。また、関係機関・団体・事業者などの連携した支援に向けて理解を深めるため、支援機関等の研修会を行っている。																
視察内容	<p>(1)久留米市におけるヤングケアラーの相談体制 社会福祉士3名 教育職 2名</p> <p>(2)業務内容 ヤングケアラー相談、子ども総合相談、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業 学校連絡会、受理会議等参加</p> <p>(3)相談から支援等への対応の流れ 相談 → 相談内容の報告、緊急対応の有無、初期方針の決定 → 緊急対応 (虐待対応及び緊急一時保護) ↓ →チェックシートの作成 ↓ → 情報管理ケース (情報収集・関係者会議の開催・関係機関への助言) ↑ ↓ 支援管理ケース (関係機関にて面接・家庭訪問・関係者会議の開催、フィードバック)</p> <p>(4)ヤングケアラー支援のための子どもの生活実態調査 目的 ヤングケアラー支援の推進にあたり、市内の児童生徒の生活の状況や要望を把握し、今後のヤングケアラー支援の充実及びその効果的推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。 概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者</th> <th>回収数</th> <th>回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童生徒</td> <td>小学校、特別支援学校 (6年生)</td> <td>2,919人</td> <td>841人 28.8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学校、特別支援学校 (2年生)</td> <td>2,932人</td> <td>524人 17.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高等学校、特別支援学校 (2年生)</td> <td>2,709人</td> <td>333人 12.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>主な調査項目と結果 調査項目 世話をしている家族がいる、世話の内容・頻度、1日あたりの時間など 結果 世話をしている家族の有無について聞いたところ「いる」が小学生7.8%、中学生6.3%、高校生4.2%となった。</p> <p>(5)周知 令和5年11月市内学校の全学年生徒に子ども向けリーフレットの配布。相談ダイヤルカードの配布など。子ども向けには「ヤングケアラー」という直接的な文言は使用せず「家族のことで困っている」というスタンスで関わっている。</p> <p>(6)学校、教育委員会及び福祉関連部署との連携 スクールソーシャルワーカーとの連携、チーム内の校長OBからの助言、学校教諭の関係者会議への参加 管理職級のヤングケアラー支援推進会議の参加による共通認識</p> <p>(7)今後の取組 学校、教育委員会と連携・協議し効果的な周知方法を検討、児童生徒が相談しやすい環境づくりを進めていく。</p>		対象者	回収数	回収率	児童生徒	小学校、特別支援学校 (6年生)	2,919人	841人 28.8%		中学校、特別支援学校 (2年生)	2,932人	524人 17.9%		高等学校、特別支援学校 (2年生)	2,709人	333人 12.3%
	対象者	回収数	回収率														
児童生徒	小学校、特別支援学校 (6年生)	2,919人	841人 28.8%														
	中学校、特別支援学校 (2年生)	2,932人	524人 17.9%														
	高等学校、特別支援学校 (2年生)	2,709人	333人 12.3%														
主な質疑内容	<p>(問)家事育児訪問支援事業をヤングケアラー支援への活用は画期的な取り組みだと思えます。具体的にはどのような支援を行っているのか。 (答)ヤングケアラー家庭の家事援助を無料でやっている。現在継続している支援は1件</p> <p>(問)ヤングケアラー家庭の経済状況は (答)生活保護世帯と7から8割が低所得者世帯</p> <p>(問)ヤングケアラーになる家庭の親などの支援について (答)世帯全体を包括的に支援していく、児童虐待のような強制的な措置ではなく、関係が切れなような支援を心掛け、タイミングを計りながら支援を行っている。</p> <p>(問)要保護児童対策地域協議会との関わりの中でのネグレクトについての対応は (答)虐待等の児童相談部門とヤングケアラー支援のどちらの部署でも対応しているので現状は連絡をうけた部署が対応するルールとしている。</p>																

行政視察報告

委員会名	保健福祉委員会
視察日	令和7年5月15日(木)
視察先	佐賀県三養基郡基山町
視察委員	清水 こういち 委員長 齊 藤 大 介 副委員長 高 木 信 明 委員 筒井 たかひさ 委員 山 本 ひろみ 委員 かわごえ 誠一 委員 片 岡 ちとせ 委員 沼 田 たか子 委員 おおにし 順子 委員
調査項目	障害者就労継続支援B型事業所 P I C F A (ピクファ)
事業概要	2017年に医療法人清明会きやま鹿毛医院内にオープンした、「アートで仕事をする」就労継続支援B型事業所。知的障害や自閉症、ダウン症などの障害のある方たちが、創作活動を仕事にし、絵画やデザイン、オリジナルグッズ制作、またイベント企画や実施などの活動をしている。その収入が利用者の工賃となっており、利用者の自立支援とともに社会との繋がりの場をつくっている。
視察内容	(1)施設名称 医療法人清明会 障がい福祉サービス事業所「PICFA」 (2)施設紹介 2017年7月に医療法人清明会きやま鹿毛医院内に障害福祉サービス事業所としてオープン。施設形態は、就労支援B型で施設内にて絵を描くことやデザイン、アート作品の創作活動を「お仕事」として位置付け活動中。現在メンバーは20名で活動し、創作活動が「アート」だけではなく、「人生」にも広がるよう活動の幅を広げている。企業とのタイアップなどを積極的に行い、キャナルシティのリニューアルオープンに向けての巨大絵画制作・納品や東京のアパレルブランドや化粧品会社とのコラボ、行政機関などへの挿絵提供など、アートやデザイン、生活雑貨の商品開発、原画販売など、グローバルに活動中。 (3)創作活動のお仕事内容 絵画制作及び販売、デザイン、イラスト提供、壁画、ライブペイント（即興で絵を描く）、各種ワークショップの提案と実施（商業施設での缶バッジ制作WSや教育機関でのWSなど）、オリジナル商品の販売、企業など商品のコラボやブランディング等 (4)施設名称の意味 ・ P I C F A は、ピクファと呼びます。 ・ P I C T U R E（絵画）と W E L F A R E（福祉）からとった造語 ・ 創作活動と福祉の両方を追い求めることを意味 (5)施設の形態 就労継続支援B型とは 就労活動の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う施設で雇用契約を結ばないで利用するのが「B型」 (6)利用者（メンバー）の特性 知的障がい、ダウン症、自閉症、精神障がい等 (7)絵画やデザイン、オリジナルグッズ制作、またはイベントの企画や実施などの活動を行い、そこで得た収入は、利用者（メンバー）の工賃（給与）となります。 (8)実績 抜粋 ローソン マチカフェ コラボカップデザイン・からあげくん パッケージデザイン 基山町 名刺デザイン 佐賀県庁 森林整備課 森林環境税ポスター 日本福祉大学 封筒 ノベルティデザイン など
主な質疑内容	(問)利用にするのに待機していると聞いたが、施設利用者の住まいは (答)10市町村から来ている、福岡の中心部や佐賀など越県して来ることはこのような福祉施設では珍しい。絵を描ける施設はあるが、余暇の時間に描くのがほとんど 工賃を稼げるような施設はない。現在待機は50人から60人。保護者が亡くなった後のことも考えて支援を行っている (問)著作権はどうなっているのか (答)著作権は個人にあるが、P I C F A で管理はしている。仕事の依頼があれば基本的には断らないようにし、支援者側の都合で利用者の機会を奪わないようにしている。